



島根県報

令和2年5月7日(木)

号外第62号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示**島根県告示第318号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町和田1656番20地先から同番22地先まで	前	メートル 8.90～ 14.69	メートル 158.00	県央県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	11.60～ 32.09	158.00		
〃	邑南美郷線	邑智郡邑南町宇都井2120番3地先から同番5地先まで	前	4.50～ 10.00	88.00		災害防除工事 拡幅
			後	5.70～ 23.50	88.00		

島根県告示第319号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲奥出雲線	出雲市野尻町265番5地先から同町311番4地先まで	メートル 83.85	令和2年 5月7日	出雲県土整備 事務所	